

松 山 大 学 論 集
第 22 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 0 年 10 月 発 行

近世銭匁遣い成立の要因
—— 津軽地方を事例として ——

岩 橋 勝

近世銭匁遣い成立の要因

—— 津軽地方を事例として ——

岩 橋 勝

1 はじめに

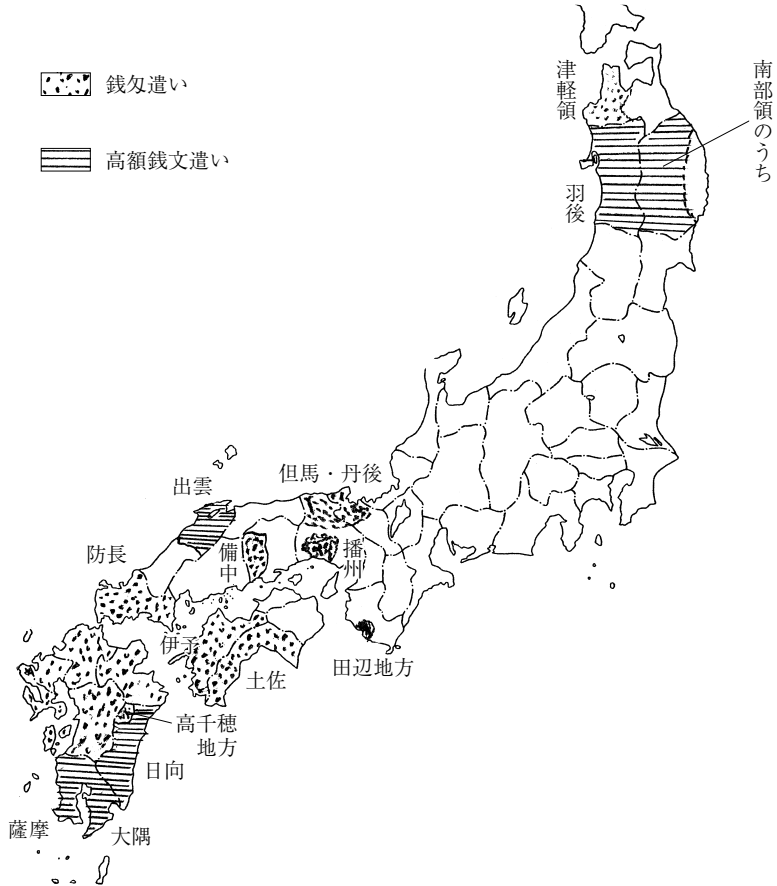
近世日本の三貨制度が経済発展にどのようにかかわっていたかという問いかけに対して、ただちに応答することは容易ではない。中世以来、近世移行期に至るまでの中央政府の欠如ないし不完全な状況は、経済活動の基本的インフラである貨幣制度の整備をいたずらに遅延させた。このため、徳川幕府による金、銀、銅三種の鑄造貨幣からなる三貨制度の確立は、全国的取引を円滑にする基準貨幣や高額貨幣と小額貨幣の供給を意味し、経済発展への寄与度ははかりしれない¹⁾

ところが、三貨間で相互の交換相場が立ち、高額貨幣については地域により金、銀いずれかが取引基準として使用されたので、国内市場統合化のためには小さくない障害要因となった。その使用分布は、古典的には「西の銀遣い、東の金遣い」、あるいはより取引実態に即して「大坂市場取引圏の銀遣い、江戸市場取引圏の金遣い」などと説明されてきた。そして銭貨については小額通貨として、庶民を中心に全国的に使用されたとされる²⁾しかし、これまでの一連

1) 岩橋勝「近世の貨幣・信用」(桜井英治・中西聡編『流通経済史』山川出版社、2004年)。

2) 金銀貨使用分布の古典的見解については、周知のような1714年新井白石「改貨後議」や1729年太宰春台「経済録」における記述(岩橋勝「南部地方の銭貨流通」、『社会経済史学』48-6, 1983年)がある。また大坂・江戸中央市場との取引圏により類別した代表的見解には、大石慎三郎「享保改革期江戸経済に対する大坂の地位」(『日本歴史』191, 1964年)がある。

図1 近世後期の銭遣い分布



(岩橋作成：2010年1月現在)

の地方レベルの目線に立った流通実態に関する観察・分析によれば、さらに複雑な様相を呈していることが判明した。おなじ西日本や東日本でも支配関係のありようや流通経済事情によって一様でないばかりか、同一地域でも通時的に観察すると、貨幣流通の在り方が変容しているのである。しかもそのダイナミズムは着実に明治初年の近代的貨幣制度確立に志向していたもようである。

その際、銭貨についてはこれまで一般的に理解されていたように、単純に小額貨幣としてのみ全国一様に使用されていたわけではなかった。一定量の銭貨をもって1匁とし、銭貨1枚の単位である「文」ではなく、銭何匁何分と計算する銭匁勘定は、銀遣いが基本と見られる西日本でのみこれまで観察された。ところが弘前市にある青森銀行記念館展示室には、1837（天保8）年10月発行の「弘前藩札」として「銭28匁」から「銭2文目」に至る5種の銭匁札が展示されており、あきらかに銭匁遣いを前提とする藩札³⁾である。「宮崎（八十吉）札」と称される28匁から5分に至る計10種額面の銭匁札は発行後1年にも満たない、翌年4月には札価下落のため回収されることになるが、津軽地方の銭匁遣いはけっして天保期のみの一時期に限定されたものではなかった。

本稿はこれまで西日本にのみ確認された銭匁遣い慣行が、なぜ東北辺境の津軽地方で行われていたか、その成立事情を中心に解明し、併せて西日本で広範に浸透した銭匁遣い慣行のうち、とりわけ地域により多様であった慣行成立の契機的一端をも考察したい。

2 津軽地方の銭匁遣い

(1) 銭匁遣いの始まり

津軽地方の銭匁遣いの存在を知る手がかりを示した最も古い資料は、脚注3で明示した荒木三郎兵衛『藩札』上巻（初版、1959年）である。しかし、ここでは28匁～5分の「銭札」が発行されたことが紹介されているのみで、発行年代も不明なままである。「宮崎札」と称されるこの一種の預り手形は、日本銀行金融研究所による一連の「藩札の史料収集と研究」委託研究報告シリーズのうちの「弘前藩」編であらかたが明らかになった⁴⁾。主として「藩庁日記」

3) この弘前藩札は、一連の銭遣い研究の出発点となる岩橋勝「徳川後期の「銭遣い」について」（『三田学会雑誌』73-3、1980年）付表の「近世銭札発行表」では、その典拠とした荒木三郎兵衛『藩札』上巻、改訂3版（1969年）、317頁には10種のいわゆる宮崎札が記載されているにもかかわらず、迂闊にも収録されていない。

4) 長谷川成一『弘前藩における藩札の史料収集と研究』日本銀行金融研究所、1995年。

により、天保8年発行の経緯と、半年余で流通がとん挫する様子が紹介された。しかし、なぜ銭匁遣いの札が発行されたのかについての説明はまったく触れられていない。

流通面から津軽地方の銭匁遣いに触れた文献として、国安寛論文⁵⁾がある。これは全国の地方史誌類から利用可能な土地売券を観察し、取引基準貨幣について全国的な鳥瞰を試みたものである。これによれば、東北地域では津軽地方で唯一、元禄期より銭匁建てで貸借ないし土地取引が行われていたことが紹介されており、以降明治初年に至るまで合わせて7件の取引はすべて銭匁であった。津軽地方の銭匁遣いはさらに遡れるのであろうか、またどの程度この地域で浸透していたのであろうか。

国安論文では、元禄期に銭匁建て借用証文が確認されるものの、津軽以外の動向を踏まえて、享保4（1719）年に出された「金銀通用令」を契機に銭匁遣いが進行したとされる⁶⁾。これは宝永期金銀改鑄において、とりわけ銀貨が純分率20%にまで下落した四ツ宝銀から、正徳・享保期改鑄により純分率が慶長銀と同じ80%の享保銀に復帰したことによる混乱が、より価値の安定した銭貨に取引基準を双方の取引当事者が求めたためである。しかし、津軽地方の銭匁遣いは享保期以前でも他に事例を求めることはできた。

近年刊行された『青森県史資料編』は津軽地方の多くの銭匁遣い事例を、主として「弘前藩庁日記」から紹介し、収載している⁷⁾。まず、同日記の享保元年閏2月12日条では「青森町奉行申出候者、同町之者先年卯・辰・亥・子・午・未・申、右不作之節御救拝借申請候者共之内、只今有続申者共之儀者町中端々罷有候、漁師日用取ニ而漸々一日暮ノ者共御座候、年々稠敷催促仕取立相残分一宅分出高一石より壺石五・六斗迄、外御銭拝借余程御座候に付取立兼申候間…⁸⁾」との記録があるが、「卯年（元禄12年）」以来、たびたび不作が続き、

5) 国安寛「土地証文等における代物の地域性とその変化」（『秋大史学』35, 1989年）。

6) 前同, 27, 42-3頁。

7) 『青森県史』資料編近世3（以下、『県史3』と略称）、2006年。

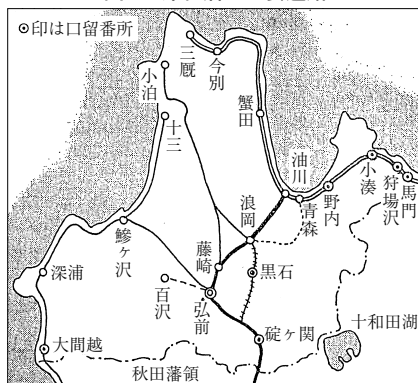
8) 『県史3』16頁。

町中および漁師に米や「御銭」を御救拝借させていた。同日記元禄12年11月1日条では、当年の焼瓦出来高として3万5,030枚、その代価として「惣銭6貫72匁3分2厘9毛」と銭匁建てで計上している⁹⁾とうぜん前記の拝借「御銭」も銭匁建てでの御救貸与であったろう。

さらに同日記享保元年4月13日条では、大野村門兵衛が元禄9年に青森町の大和屋甚兵衛所有の家を「代銭350目」で買い取っている。また、翌日の条では、元禄3年に独狐村の長作が田地を質地に出し、初3石6斗と銭121匁を受け取っている¹⁰⁾。このように津軽地方では、享保期以前の少なくとも元禄期に、銭匁遣いが特殊例ではなく、ある程度一般的に浸透していたことがうかがわれる。では、どの時期までさかのぼれるのであろうか。

津軽日本海側に面した鱒ヶ沢は、17世紀後半より西回り航路による上方廻米積み出し港として、中世以来の主要港であった十三湊に代わり海運の中心港となった。同港に近接した小屋敷村の貞享4(1687)年「田畑高反別帳」を収

図2 津軽藩の主要道路



弘前大学国史研究会編『津軽史事典』(1977)
207頁

9) 『県史3』449頁。

10) 『県史3』17頁。

載した『鱒ヶ沢町史』の執筆者は、「高懸金 高十石につき銀七匁」という雑税負担について「銀壹匁は錢六十文」と注釈を加えている¹¹⁾ 同町史は宝暦年間(1751-63)に記された「津軽見聞記」から引用し、領内払い下げ米取引の際、売買当事者に便宜のため一種の米切手を発行していたが、「御印料」と称されたその手数料として1俵に付1匁2分を付加した。これにも「一匁と言は六十文錢也」と注釈を加えている¹²⁾ 両記述から判断すると、少なくとも貞享期以降、「銀1匁」が固定化し、18世紀中期においてもいわゆる60文錢勘定が定着していたようにみえる。

同町史により19世紀に入ってから的事例を求めると、鱒ヶ沢の西南数キロに近接した赤石組館前村の清野家に残る文化11(1814)年「萬覚帳」3月5日の項に、「鯡卅」4匁を「一匹八文位」と注記がある¹³⁾ 鯡30匹が240文(30×8=240)であるので、「1匁」は60文(240÷4=60)となる。したがって、津軽地方での60文錢勘定は相当に長期間定着していたことになる。

この60文錢勘定について、『青森県租税誌前編』は60文錢勘定がたしかに貞享期から始まっていることを記述している。すなわち、宝暦4(1754)年8月の記録に「御国中ニ於テ貞享以来錢六拾文ヲ以テ定式銀壹匁ニ相立…¹⁴⁾」とあり、錢1匁をまさに「銀壹匁」に勘定する慣行が弘前藩領内で定着していることを示している。同書によって「弘前通用金銭相場」も判明し、元禄2(1689)年4月は「1匁」につき錢55文、翌3年4月は錢60文、享保6年6月1日は40文、同年7月15日は60文、明和3(1766)年も60文であった¹⁵⁾ この「銭相場」は現実に領内で生じていた銀錢相場なのか、藩当局が規制した

11) 『鱒ヶ沢町史』第1巻(1984年)、566頁。

12) 同上、243頁。

13) 同上、398頁。

14) 葛西音弥編『青森県租税誌前編』下(みちのく双書第13集、青森県文化財保護協会、1963年)、153頁。なお同書「後記」によれば、編者の葛西は幕末期弘前藩士で、明治期には洋学教授を務め、また教塾も開いた。県の要請で旧幕時代の租税制度を10年がかりで調査し、1893年に廃藩置県までの全16巻がまとめられた。『後編』は未着手のままという。

15) 同上書、142頁。ただし、同書は元禄2、3年を「貞享6、7年」と表記している。

相場なのかは明らかでない。しかし、同書に記載された「梅田日記」からの記述によれば、享保6年5月26日の項に藩府から在町へ「御国銭遣只今迄六拾文ヲ壺文目ト通用致候へ共、御差支ノ義有之ニ付、以来四拾文ヲ壺匁ト被仰付候、六月朔日ヨリ通用可申ノ旨被仰付候」とあり、上記の享保6年6月1日の「40文」は藩府から提示された相場であることがわかる。¹⁶⁾しかし、宝暦期の藩当局の銭相場介入事例¹⁷⁾も含め、どの期も実際の銀銭相場を反映した銭相場に合わせるべく規制を加えようとしたが、1年前後で60文銭遣いに復してしまっている。それほど津軽地方での銭匁遣いが強固に定着していた証左となろう。

なお、さきに利用した「弘前藩庁日記」には、具体的な銭匁遣い事例ではないが、銭匁遣いがさらに早期に始まっていたことを記録している。すなわち、寛文5（1665）年5月19日の項に、「御國中銭遣之儀、御国ニ銭払底之由何も断ニ付而、明廿日より五文遣可仕由、相談相究申渡ス」¹⁸⁾とある。この「五文遣」という表現は、津軽での銭相場を「壺分」あたりで示す慣行もあり¹⁹⁾、「1匁」につき銭50文の意味である。翌20日の項によれば、弘前城下での「五文銭遣い令」は鱒ヶ沢・深浦・十三湊など、領内各地にただちに送達された²⁰⁾。当時、いわゆる寛文銭が増鑄される直前であり、いかに銭払底とはいえ「五文遣」は銭高に過ぎる相場であったためか、また「今程ハ銭他国より多ク入候由ニ付而」翌6年4月6日の項では「五文半」（55文）遣いに変更している²¹⁾。さらに、現五所川原市内で旧湊村庄屋を代々務めた平山家「日記」によれば、寛文元年の項に「八月より銭遣方始、六文遣」²²⁾とあり、「1匁」につき銭60文

16) 同上書、152頁。なお、『県史3』18頁にも同種の関連史料が記載されてある。

17) 同上書、153頁において、宝暦8年3月16日に（領内で銭遣いが定着しているためであろうか）「銀遣ニ被仰付候」との藩令が出され、注14に引用の文に続いて、「金銀銭体用通用方差別ヲ失シ、且ハ江戸表御定ノ通用ニ反シ候間、余国曾テ無之例ニ候」と、津軽領内での60文銭遣い慣行が（少なくとも東国地方では）他に事例が無い、としている。

18) 『青森県史』資料編近世2（以下、『県史2』と略称）、2002年、130頁。

19) 前掲『青森県租税誌前編』下、142頁。

20) 『県史2』130頁。

21) 同上書、163頁。

で「錢遣」いが始まったと読み取れる。

以上紹介したように、津軽領内では寛文初年から「錢遣」いが始まったが、この「錢遣」いとは藩当局が関与して標準銀錢相場を示し、藩への上納等に際し、銀に代えて錢を公的に使用することを認めたことを意味していると思われる²³⁾つまり、18世紀以降のような「1匁」を60文として固定的に勘定する段階にはまだ至っておらず、領内取引の標準相場を藩府が示したにすぎないものと考えられる。換言すれば、上納銀や役銀などでの銀遣い²⁴⁾が、銀貨不足のため錢貨でも上納できるよう制度化するため、藩が標準相場を示さざるをえなかったものであろう。こうした錢貨の銀貨を補完する機能がのちの固定錢匁遣い成立の一つの契機になったと考えられる。

以上により、津軽地方の60文錢遣いは少なくとも1660年代までさかのぼれ、当初は弘前城下の銀錢相場の推移により、劣悪な宝永銀貨が出回った享保初期には一時的に40文遣いにまで錢貨が高騰することもあったが、17世紀中期より領内で比較の実勢相場として長く推移した60文遣いが17世紀中期までに固定化していったことが判明した。

(2) 錢匁勘定の使用実態

つぎに、津軽地方の錢匁勘定が特殊な取引でのみ使用されたのか、一般的に使用されたのか、判明する限りの状況を観察しよう。銀貨不足等の事情で、錢匁遣いが一時的に、銀遣いを補完する目的でのみ使用されていたのであれば、津軽領内での取引基準通貨を錢貨と断定できないからである。

22) 肴倉弥八編『平山日記』(みちのく双書第22集, 青森県文化財保護協会, 1967年), 42頁。

23) 前掲『平山日記』34, 36頁には、当時まだ「唐錢」が多く流通していたが、少しずつ「新錢」(寛永通宝)が出回りつつあったことを示唆する記事がある。ただし、寛永末年時点で「文錢」(寛文期鑄造の寛永通宝)が出回っていたような記事もあり、後世に書き込んだとみられる「日記」記録者の錯誤も見られる。

24) 小額単位の役錢等が17世紀には銀建て表示が多いのに対し、元禄・宝永期あたりより銀建てに推移していく模様は、主として「弘前藩庁日記」を抄出紹介した『県史2』, とりわけ338, 358, 446-7, 644-5, 649, 652頁などから読み取ることができる。

まず、享保9（1724）年、正徳・享保期良貨政策による新貨幣がようやく出回り、諸物価の引き下げが要請された際、弘前惣町名主が藩当局に届け出た記録²⁵⁾によると、価格表示は次のように一様ではなかった。たとえば、「酒之儀、壺升八分宛只今商売仕罷有候」と単価が1升到付「八分」と明示される一方、「酢之儀、当五月より直段下ケ壺升式拾文宛商売仕罷有候」と単価があきらかに銭文建てとなっている。酒値段の「八分」は一見、銀匁建てのように解釈されるが、これまでの検討により、銭1匁を60文とする「八分」、すなわち48文（ 60×0.8 ）であろう。この時期の江戸銀銭相場は銀1匁銭82文前後であった²⁶⁾ので、銀匁か銭匁かのいかんは「1匁」あたりの価値に大きな差異を生じさせることになる。

この期の弘前で銭匁建て表示の商品は酒のほか、醤油、味噌、蕎麦、水油、小麦、魚油、米であった。単価の最大値は米1俵30目（=1,800文）、最小値は蕎麦切折1枚3分5厘（=21文）であって、多くは1匁前後ないし5匁以下であった。また、銭文建ての商品は酢のほか、豆腐、草履・わらんじ、旅籠賃等であって、単価は旅籠1泊70~90文を除くと、酢1升16文、豆腐1丁5文などと、あきらかに銭1匁未満の小額であった。銭1匁以上の単価となる旅籠賃が銭文建てであるのは、領外からの来訪者への配慮とみられる。

高額でも銭文建てで処理される事例として、刑法における過料があった。文化7（1810）年に整備された弘前藩「御刑法牒」によれば、「戸メ」や「敲」の刑を実行し難い場合、それに代えて過料を納めさせたが、その額はたとえば「戸メ」5日で600文、30日で1貫800文、「五敲」は3貫600文、「三十敲十里追放」は24貫文であった。貧困で納入できない場合、3貫文までの過料は1日30文の夫役、それ以上の過料は銅鉛山にて1日60文の割合で「苦使」をさせて納入させた²⁷⁾。単価がこのように小額であったため、重刑の過料でも銭

25) 『県史3』28-30頁。

26) 中井信彦編「近世相場一覧」（『読史総覧』人物往来社、1966年）788-9頁。

27) 『県史3』300頁。

文建てだったとみられる。

ただし、積算単位が小額であっても、銭匁勘定の方がより利用された模様である。たとえば、天明3（1783）年飢饉時でのお救い小屋収容者への手当は1人に付銭5分（=30文）と米5合であった。また、施行小屋での死者埋方への手当単価は「銭拾五文目（=900文）」が下げ渡されている²⁸⁾ これらの手当が銭匁建てであったのは、「寛政御仕向之覚」の記事中にある奉公人「給銭」（賄い付き年払いであろう）が、たとえば下男の上が90目、下が60目、乳母が80目、飯炊が50~60目というように²⁹⁾、津軽地方での給銭表示が銭匁建てだったためと思われる。

この一方で、天保6（1835）年に弘前鍛冶町の名主、坂本久左衛門が惣名代として勢州へ太々神楽奉納のため家中・在町から受け取った御神楽料等は金58両3歩と銭338文であった³⁰⁾ 領外に必要な資金はこのように金貨と端数では銭貨を使用したことがわかる。逆に言えば、60文銭遣いがあくまで領内のみに通用する慣行であったことを示すであろう。

以上は、判明する限りの断片的な使用実態を示したが、もう少しまとまった使用事例を示そう。弘前藩内には17世紀中期より採掘のはじまった、銅と鉛を産出する尾太鉱山があったが、享保19（1734）-元文3（1738）年における毎年の「元入高」、すなわち稼行資金は銭350~545貫匁であった³¹⁾ これらは操業を請け負った山師に渡され、その多くは鉱山人足への賃銭として使用されるため、銭貨が便宜であったのであろう。それにしても、同藩の代表的な鉱山とはいえ、その経営のために毎年2~3万貫文もの銭貨をどのように調達して同鉱山へ投入していたのか、注目される。当時、4文銭や100文銭のような高額銭貨は铸造されておらず、すべて寛永通宝1文銭であったので、かりに3万貫文もの銭貨を鉱山内へ搬送するだけで110トン以上の重荷に相当した。しか

28) 『県史3』99, 104頁。

29) 『県史3』205-6頁。

30) 『県史3』592-3頁。

31) 『県史3』379頁。

も、判明する限りの享保期20年間の幕府銭貨鑄造量は184万貫文³²⁾であり、年平均10万貫文以下であった。尾太鉾山内で需要された銭貨の多くは賃銭として人足に渡され、さらにその多くは山内での消費に宛てられて弘前藩内で循環したから、つねに銭貨の追加供給が必要であったわけではない。しかし、鉾山での年間経費が3万貫文という銭量は、金銀貨ならばともかく、甚大なものであったことがわかる。

つぎに、より長期連続した銭匁勘定の使用例を示そう。表1は越前三国の作兵衛が貞享年間に津軽に移住し、田地開発のかたわら元禄7(1694)年より造酒を始めたが、弘前藩の要請により用立てた米金の内容を作兵衛以来の同家4代にわたって示したものである。藩への財政支援というより、おおむね天災等による対策費拠出という要素が強くみられる。しかもこの記録は寛政期に家業の酒造業継続が困難となり、経営存続のため銭20貫目の拝借を願い出た際、過去の御用立記録を網羅して書き上げたものであるので、同家の盛衰とともに米以外で用立てた際の貨幣種別の変化がわかる。

これによれば、宝永5年のように年間7件も拠出をおこなった年もあるが、合計44件中20件は銭建てであり、15件の米を除くと貨幣で拠出する場合は銭貨が多かったといえる。ただし、金貨での用立ても9件あり、最高額の元文元年の300両は銭18貫匁前後であったので、高額拠出の場合に金貨使用というわけでもなかったことがわかる。逆に金貨での最小額21両は銭1.5貫匁前後であり、銭匁での多くの拠出は数貫匁以上であったから、銭貨が小額でのみ用いられたわけでもなかった。いわば金貨と銭貨が混用されていて、どちらかといえば銭匁建てでの拠出が多かったということになろう。また、1件のみ銭文建てが宝暦5年にあるが、あえて銭匁で表示されなかったのは現実の銭貨授受において、丁銭遣い、すなわち文字通り銭100枚を100文とする緡銭と、60枚を1匁と勘定する緡銭を使い分けていたことを想定させる。

32) 岩橋勝「近世貨幣流通の日朝比較史試論」(『松山大学論集』17-2, 2005年), 82頁。

表1 作兵衛家御用立米金一覽(津輕)

年	御用立額	年	御用立額
宝永2(1705)	錢 750目	延享4(1747)	米 300俵
宝永3(1706)	錢 754匁8分	寛延2(1749)	金 21兩
宝永4(1707)	錢 4貫049匁	寛延3(1750)	錢 16貫650匁
同	米 65俵	宝曆元(1751)	米 450俵
宝永5(1708)	錢 21貫521匁	同	金 100兩
同	錢 28貫312匁	同	金 28兩
同	錢 5貫060匁	宝曆3(1753)	錢 30貫目
同	錢 36貫090匁	宝曆4(1754)	米 1,250俵
同	錢 12貫031匁	宝曆5(1755)	米 272俵2斗
同	錢 2貫490匁余	同	錢 120貫文
同	錢 4貫420匁余	同	金 110兩
宝永6(1709)	金 173兩3步	宝曆12(1762)	米 700俵
正徳5(1715)	錢 6貫069匁	同	米 391俵8升
享保11(1726)	金 210兩	明和6(1769)	錢 15貫750匁
元文元(1736)	金 300兩	明和7(1770)	錢 18貫680匁余
同	錢 6貫525匁	同	米 40俵
寛保元(1741)	米 300俵	安永4(1775)	米 100俵
寛保3(1743)	米 240俵	同	金 50兩
同	米 1,000俵	安永7(1778)	米 200俵
延享元(1744)	米 5,000俵	同	米 150俵
延享2(1745)	錢 30貫目	同	錢 2貫目
延享4(1747)	金 50兩	同	錢 1貫目

出展：『青森県史』資料編近世3(2006年),460-1頁。

表2 弘前藩年間収支概要 文化4年

収 納		払 渡	
米	15万271石559合	米	13万7,375石140合
錢	4,440貫943匁5分	錢	5,086貫980匁
			(内 金7,241兩2步)

典拠：「御米金錢諸請払調」『青森県租税誌前編』下,339-45頁。

津軽地方の銭匁遣い使用例として、最後に文化4（1807）年弘前藩年間収支の概要を見てみよう。表2がそれであって、収納は米が15万石余あり、貨幣分は12項目のすべてが銭匁建てで、合わせて約4,440貫目であった。収納米を当時の換算価格³³⁾1石銭68.818匁で銭匁換算すると銭10,341貫387匁となり、収納銭の2倍余となっている。しかも、収納銭の最多額項目である「両浜御払米代」、すなわち鱒ヶ沢と青森の両港町で払い米した代銭2,895貫目が藩財政の内部では二重計算となっているので、その分を除くと、収納銭は1,545貫943匁となる。純貨幣収入は総収入の13%に過ぎなかったことになる。逆に、収納米が払米されたとはいえ、4,440貫目の銭貨が収納されたことは事実なので、収納米から払米約4万2千石分差し引いて収納銭比率を求めれば、33.6%となる。いずれにしても、19世紀初頭においても弘前藩収入は石高制を反映していて、米での収納割合が多かった。

収納銭の内訳は、払米代銭以外に藩直轄の鉱山や山林産物払代が420貫目、「両浜津出御印代」（藩米の江戸ないし大坂回米に際しての一種の積荷証券の代価であろう）が382貫目、「諸湊御役銭」が179貫目、「田畑高懸銀並地子銀」が175貫目、領内からの「造酒御役」128貫目などとなっており、領内での特産物らしきものへの目立った課税は見当たらない。また、「田畑高懸・地子」が銀建てとなっており、もともと銀建てであったものがいずれかの時期に銭貨での納入に切り替わったことをうかがわせている。

一方、払渡のうち、まず米での最大の支出項目は家中への渡し分で、6万石余もあった。このうち3分の2は藩が買い上げ、両浜で払い出して現金化のうえ家中に銭匁建てで支給している。したがって、表3に示した第1項目の銭2,169貫目分は米渡し分約4万2千石と二重計算されていることに注意されねばならない。米での第2の支出は江戸・上方での「常用金」手当のため回米される4万3千石であり、当年はすべて江戸回米であった。さらに江戸蔵元への

33) この「諸請払調」の末尾に「壹万式千石之代銭」が「銭」825貫820匁とあり、1石あたり銭68.818匁（4,129文）となる。

表3 払渡金銭内訳 文化4年

銭	2,169貫800匁	御家中知行御切米御扶持ノ 内三ヶ二通御買上代
銭	580貫目	木山銘山仕込渡
銭	316貫目	駄下米駄賃並十三廻運賃共
金	2,436両 (267貫匁)	公儀松前方御入用
金	1,950両 (214貫匁)	御用金差上候分
金	658両ト銭101貫400匁 (合銭 173貫451匁)	御家中金銭給御切米 並御附料御四季施料渡
金	835両ト銭29貫目 (合銭 120貫433匁)	御上下御入用御家中江戸 登路用其外不時御預共
銭	111貫目	紙御蔵御買下, 爰元御買上
銭	1,135貫匁	其他払渡金銭計

典拠：表2に同じ。

先納や藩債償却、江戸詰め家臣への扶持米等を合わせると2万石余となり、米支出の大半は江戸・上方費用と家中への支給米で占められていたことになる。

払渡銭の内訳を表3に示したが、その4割余は家中への知行・切米・扶持の3分の2³⁴⁾を買い上げて払い渡した分であった。残りのうち主要なものは、まず先に見た尾太鉾山や藩営林等の「木山銘山仕込渡」で580貫目、回米の際に鱈ヶ沢や青森湊までの陸送運賃が316貫目、松前での公儀警備費用が金2,436両、幕府への御用金が1,950両、家中への当初から金銭で渡す分が金658両と銭101貫匁余などとなっている。払渡金銭のうち、金建て分は合計13項目、7,200両余（銭約790貫匁）となっており、そのうち家中への御四季施料のように銭と両建てであったのは8項目であった。大半が領内からの収納銭の場合と異なり、払渡し銭で金建てが混入しているのは、領外の公用関係の支払いでは当初から金遣いで行われていたためであろう。

34) 『青森県租税誌』344頁には「三ヶ一通」とあるが、341頁に4万余石の家中支給米「三ヶ式通」を買い上げ、それを1俵21.5匁の代価で家中に支給したことになっているので、ここは「三ヶ式通」の誤記であろう。

以上の収納，払渡しはすべて標記された通りの銭ないし金貨で授受されたであろうか。領内から広範に収納する田畑高懸り銀や地子銀，造酒御役銭などは納入単価が比較的小口であったことから銭貨での納入が基本であったろう。しかし，何回かに分けて収納したと想定されるにしても，1回当たりの収納額が数百貫目単位であったろう両浜御払米代をすべて銭貨で授受したとすれば，より高額の四文銭が用いられたとしても30数トンもの重量³⁵⁾があり，とても銭貨が直接授受されたとは考えられない。藩からの払渡では10貫目前後の物品購入や諸入用項目があったが，かりに銭1貫目ずつ支払ったとすれば，73kgという，通常持ち歩きできない重量となり，それは銭100目前後の授受でも同様であったろう。このように，銭匁勘定は建値として銭貨が使用されたということとどまり，実際の授受に際しては相当な小額決済でもない限り，銭貨以外の通貨が用いられたことを文化4年「諸請払調」は類推させる。

なお，弘前藩宝暦4（1754）年の藩政改革期調査によれば，江戸・上方・国元3か所からの借金は30数万両となっており，うち上方からの借用の大半は銀建てであって，それらは集計の都度金建てに換算されていた³⁶⁾この記録では国元での借用事例を確認できないが，領外ではあきらかに銭匁建ての取引を行うことはまず皆無であったといつてよい。

3 津軽地方の貨幣流通実態

(1) 慢性的な銭貨不足

津軽地方では領内取引の際の60文銭遣いが17世紀後期より一般的であったことがあきらかとなったが，取引基準と実際に授受された貨幣が一致していたかどうかはけっしてあきらかではない。以下，判明する限りの領内流通貨幣を観察してみよう。

35) 払米代銭500貫目を当時的高額銭貨である真鍮四文銭（重量1.3匁）で授受したとすると，その総重量は $(500,000 \times 60 \div 4) \times 1.3 \times 3.75 = 36,562.5\text{kg}$ となる。

36) 『県史3』41-55頁。

取引の決済時にどのような貨幣が使用されたのか、具体的に明示した記録を近世前期にまで遡って求めるのは難しい。前節で紹介したように、60文銭遣いが定着しかかる貞享年間に1匁を一時的に55文銭遣いとしたり、宝永銀の出回りで銀相場が低落した享保6年に40文遣いとしたということは、領外取引との関連で建値はまだ銀建てが基本となっており、決済時には銭貨、それも60文や40文を1緡とする単位の授受が行われていたことを類推させる。とりわけ庶民経済における貨幣経済化の進展は急速に貨幣需要を増大させたであろう。享保9年弘前惣町名主による物価引き下げ答申で日用品やサービスの代価が、おなじ銭貨でも銭匁建てと銭文建てに区別されていたのは、現実の銭貨授受も区別があったものと考えられる。

問題は銭建て取引が進展するとともに相応の銭貨供給が伴ったかどうかである。良貨の享保金銀が出回った享保11(1726)年2月、弘前町年寄が藩当局に申し出た文書の中に次のような文言が含まれている³⁷⁾

- 「一 町年寄申出候者、弘前町中銭払底罷成候故、旧冬より日市荷売七人魚代、毎日浜々江付下申儀、荷売壺人に付一日ニ三百目宛銘々手形出せ、私共裏判にて付下ケ候様ニと被仰付駄下仕せ候
- 一 弘前金子直段七拾目位御座候得者、他所江銭出候而も両替間ニ合兼候付、銭只今ハ多付下候様に者相見江不申候、此上金七拾六・七匁より上にも罷成候ハ、銭段々出可申と奉存候
- 」

前者は、享保11年段階ですでに銭不足が生じていて、現金商売が本来である荷売魚業者への代金に対して1日1人に付き300目ずつの手形を町年寄が裏書きして発行し、決済して銭貨の節約を図ろうとしたものである。「一日ニ三百目」の手形が、取引の都度授受しやすいように何枚かの小口額面に仕分けられたのか、個別の魚取引自体は記帳で済ませ、1日ごとの取引額を1枚の手形でまとめて決済しようとしたのかについては判明し難い。いずれにしても、幕

37) 『県史3』31頁。

府の金銀良貨政策による一種のデフレが生じ、銭建て物価についても何らかその影響を受けて銭貨需要量は減少したことが類推できる³⁸⁾にもかかわらず銭貨不足が問題となっているのは、すでに当時、銭貨需要量が全国的に拡大し、銭貨供給が対応できなくて構造的な銭貨不足が生じていたことを示している。

後者の文言は、当時弘前での金銭相場が1両に付き70匁(=4,200文)前後であり、他の地域と比べて金安銭高であったので、これを76匁ないし77匁(4,560~4,620文)ほどの両替相場に改訂すれば銭貨が市場に出回ってくるであろう、との意味である。このことは当時、貨幣相場決定にあたり、藩当局の関与がまだ強く、実勢動向をみて藩当局が提示した相場の水準が実際取引において用いられる、一種の管理変動相場制であったことがわかる。あわせてそのような経済情勢下では、貨幣資産所有者は藩当局が提示した相場と実勢相場の開きが大きい場合、銭貨を退蔵し、実勢相場に近くなるまでは市場に銭貨が供給されない状況が享保中期にすでに生じていたことを示している。

銭貨不足はその後も構造的に持続したようである。弘前城下から北西の鱒ヶ沢方面へ10余里ほど離れた西郡種里村の八幡宮宮司であった奈良家で、19世紀初頭から幕末期にいたる当主の日常備忘録「永宝日記」³⁹⁾には村内や領内の貨幣流通事情が折にふれて記録されている。銭貨不足の推移を定点観測的に見ることができるので、以下そのあらましを紹介しよう。

- ① 文化10年7月、青森ハ当年鯛四五千両代程大漁ニ御座候得共、却て銭廻無之候 (p. 13)

38) 元禄・宝永期の金銀悪貨政策から正徳・享保期良貨政策に転換したといっても、銭貨は基本的に寛永1文銭(銅銭)のままだったので、銭建ての物価は不変のはずである。しかし、断片的ではあるが、この期の平年作以上の1俵あたり米価推移を見ると、元禄・宝永期に(銭)15~50匁であったのが、享保中期には10匁以下に下落した(弘前大学国史研究会編『津軽史事典』名著出版、1977年、150-2頁)。

39) 青森県文化財保護協会編・刊『永宝日記・萬覚日記』(みちのく双書第35集、1982年)。なお、引用頁は以下、本文に示す。また、西郡下相野村盛家「萬覚日記」は「永宝日記」が文久3(1863)年までの記録であるのに対し、それを引き継ぐように慶応元(1865)年から4年間の記録となっている。

- ② 同 11 年 2～3 月，上方より米積参候由，此節ニ相成米沢山御座候得共，錢ハ払底ニテ金ハ百廿匁ニ定，金沢山両替也立不申候 (p. 16)
- ③ 同 5 月，錢払底故ニ金子ハ沢山出申候，南鐐杯ハ殊ノ外通用致候 (p. 17)
- ④ 天保 7 年 8 月，国中金錢払底ニ成り如何ニも暮方容易ニ無御座候 (5 月に御用金，p. 77)
- ⑤ 同 10 年 4 月，錢払底ニ候，夫故ハ近年上方へ米向不申故，金は入申候 (p. 98)
- ⑥ 同 13 年 10 月，銀一朱九月迄は広太ニ出候所，十月ニ成不通ニ也…錢ハ無ク不通ニ金計リ (p. 118)

まず、①は文化 10 (1813) 年 7 月，当地域で金額にして 4,000～5,000 両ほどの鰯が大漁となったにもかかわらず，錢貨が不足しているため取引が円滑に行われがたかったことを示唆している。このことはすでに地域内で銀貨はほとんど使用されず，さりとて金貨では決済が不便で困惑していたこと，鰯取引代金の決済は錢貨が基本的に使用されていたことを示している。

②は，上方から米の買積み船が当地にやってきて，売り渡したい米は沢山あるが代金は希望する錢貨ではなく，金貨で渡される。その金貨を錢貨に両替するにあたって，1 両が錢 120 匁 (=7,200 文) の相場で，錢安の基準相場であるため，錢貨を持ち出す人はほとんどなく，両替そのものが成り立たなかったことがわかる。この状況は天保期に至っても改善されておらず，領民の錢貨払底の不便は相当なものであったようである (④)。

③は，錢貨不足を打開するため，小額の計数銀貨である南鐐式朱銀が文化 11 年ころには，津軽農村部へも相当量，出回るようになっていたことを示す。「金子ハ沢山出申候」とあるので，南鐐式朱銀がたしかに「金貨」として通用していたわけである。同年錢相場によれば式朱銀 1 片は 900 文に相当するが，錢貨の追加供給が進まない当時においては式朱銀の流通は錢貨払底を相当緩和したはずであろう。

⑤は、少なくとも天保10年4月の時点で、「近年上方へ米」が向かわなくなったので銭貨払底が続いていることを示している。もとより、領内からの移出米がまったくなくなったというわけではなく、「金は入申候」とあるので、上方や江戸への国産物販売対価としてそれまで強く銭が求められていたことを示唆する。

⑥は、天保13(1842)年10月の時点において、銭貨は相変わらず出回っていないが、一朱銀が広く流通していて、小額貨幣の中核となっていたことを示している。一朱銀は文政12(1829)年に幕府がはじめて発行した、額面二朱未満の小額計数銀貨である。5年前に改鑄された文政貳朱銀より出目益の多い貨幣であったが、より出目益を求めてあらたに天保3(1832)年発行された天保貳朱金をより通用させる意図で、この年、貳朱銀や貳分判とともに流通が停止となったものである。銭貨に変わり、このような小額かつ金位の計数貨幣が幕末期にかけて一般的流通手段となったわけである。ただし、一朱銀1枚でも当時銭420文に相当⁴⁰⁾したので、より小額単位の取引には一定量の銭貨は不可欠であった。このため、小額計数貨幣がある程度出回っても「銭払底」が常に意識されており、同日記に記録されたのであろう。

(2) 19世紀の流通貨幣

津軽地方では19世紀にはいると慢性的銭貨不足が生じていたことが確認できたが、では領内でどのような貨幣が使用されていたか、判明する限りの状況を示そう。

まず、鱒ヶ沢近辺の館前村清野家文化11(1814)年「萬覚帳」によれば、2月27日の項に薬代として「南籙(貳朱)一片玉十五匁」を支払った記録がある。さらに3月5日にも「十五匁花田氏(医師)へ南籙壹片支払」った⁴¹⁾天

40) 天保期金銭相場は、1両=112匁(112×60=6,720文)であった(前掲『津軽史事典』157頁)。

41) 前掲『鱒ヶ沢町史』第1巻, 398頁。

俵期土佐の高知城下近郊医師が謝金を南鐐式朱銀で多く受領していた事実がすでに確認⁴²⁾されており、当時の医師への謝礼単価がかなり高額であったこととともに、19世紀前期において、南鐐式朱銀が全国的に浸透⁴³⁾していたことを示す。また、同「萬覚帳」は7月1日に「脇差1本研賃さや共38匁を金銭ニ而渡」と記録⁴⁴⁾しており、式朱銀2片と銭8匁(480文)で支払われたと推定される。

その一方で、一定量の銭貨も不可欠であった。「永宝日記」天保5年8月、「今に立兼候者へ御銭百目百廿匁ト被下置候」(p. 67)というように困窮者に藩当局から銭貨が支給された。同6年10月の項には、「赤石村七十郎ト申者、土蔵被破四文銭拾式入、小せん十八入、金子箱入数不知盗取候由、御訴ニ相成」(p. 72)とあり、銭払底といいながら民間でもかなりまとまった銭貨が退蔵されていたことを示している。ここでは、^{かます} 吠に入れられたと思われる四文銭と「小せん」(一文銭であろう)が合わせて30袋も盗難にあっている。

このような状況の下で「永宝日記」に天保8年10月「御元詰方より預り手形宮崎八十吉名前にて壺匁より廿八匁三五七ト五万両分出シ、十月より専通用ニ御座候」(p. 87)とあるように、藩府はいわゆる宮崎札発行に踏み切った。津軽藩勘定元締役の田中勝衛と御用商人宮崎八十吉の結託による策とされる⁴⁵⁾同年末現在では「預りますますはん昌」と記されているように、相当な流通は見られたが、「米も小売止候ニ付、銭にて壺俵四十匁、預りにて六十匁致候」(p. 87)と発行後2カ月余で額面の3分の2の札価となっている。翌年正月には「炭小表銭にて七分、預りにて式匁五分」(p. 88)とあるように、額面の28%にまで下落している。そして、同年4月には「預り御見合御沙汰にて、引替被

42) 岩橋勝「近世中後期土佐における貨幣流通」(秀村選三編『西南地域史研究』第6輯, 1988), 162頁。

43) 「永宝日記」文政12年9月の項に、「当秋ニ成て南鐐銀至て贖入廻候て、甚紛敷御座候」(p. 47)とあり、二朱銀が大量に出回るすきをねらって、贖二朱銀が流通している様子が知られる。

44) 前掲『鱒ヶ沢町史』第1巻, 400頁。

45) 前掲『津軽史事典』11頁。

仰付候由」(p. 90) と、わずか半年で回収される始末となった。いかに銭不足でも、信用の裏付けのない札が5万両分も一挙に領内に出回ったので、札価を急速に下げたわけである。

こののち、「永宝日記」に流通貨幣の記事はほとんど見られなくなるが、計数銀貨や二朱金のような小額金銀貨を主たる通貨として、わずかな銭貨も補助的に使用されたであろう。同日記、慶応3(1867)年8月「金子にて貸借の分ハ金壹両ハ壹両にて取引の事、銭にて貸借金返シ申合分ハ金価時相場にて取引の事」(p. 322) とあるように、貸借の基準貨幣は金貨が主になっているようで、金建てでの貸借決済を銭貨で行う際は、当然ながら金銭相場で換算している。一定量取引決済で銭貨がまだ使用されていたことを示す。

4 秋田地方の貨幣流通実態

日本海沿岸で、津軽地方に隣接する秋田地方(ここでは、その大半を占める秋田藩領)の貨幣流通実態を概観し、同じ東北地方西北部での差異を観察しよう。

より近年の研究水準を反映しているとみられる『秋田市史』第3巻近世通史編(2003年刊)は、「序章」において秋田藩領内の貨幣流通状況を次のように説明している。すなわち、領内には院内銀山をはじめとする銀山に恵まれていたこともあり、17世紀は灰吹銀や極印銀のようないわゆる領国銀が流通し、表4に示したように売人・質人証文での基準貨幣となった。藩は寛永17(1640)年に、銭1貫文=極印銀16匁という交換率を示し、極印銀3匁以下は銭を使用するよう命じた。しかし、元禄改鑄を契機に極印銀は5,000貫匁余⁴⁶⁾が回収され、幕府鑄貨の丁銀・小玉(豆板)銀と交換された。さらに元文改鑄期の

46) この期に回収された極印銀額を検証するため、銭貨額に換算すると、元禄8~9年大坂相場、銭1貫文=銀15匁前後を適用すれば、銀5,000貫匁は銭33万3千貫文に相当する。後述するように、元文一寛保期の秋田鑄銭額が少なくとも70万貫文あり、その多くが領内で流通したことを勘案すれば、元禄期の極印銀回収額はむしろ控えめな額ともみられよう。

表4 秋田領内質人・売人証文 1650-1706

年	証文種別	額 面	質人(売人)	年期	人主・売主住所
慶安3(1650)	質人	上極印銀100目	19歳男	5年	当村
慶安4(1651)	質人	極印銀90目	男	3年	大戸村
慶安5(1652)	質人	極印銀35匁	15歳女	有合	大黒沢村
承応元(1652)	質人	極印銀120目	17歳男	4年	貝沢村
承応2(1653)	質地	極印銀110目			
承応3(1654)	田地永代	極印銀100目		永代	
承応4(1655)	質人	極印銀160目	男	3年	飯沢村
明暦元(1655)	売人	極印銀150目	(母と3歳男子)	売切	野中村
明暦2(1656)	質人	極印銀85匁	20歳女	5年	飯沢村
寛文2(1662)	質人	極印銀190目	26歳女房	8年	飯沢村
寛文4(1664)	質地	未納米3斗入37俵	15歳女	売切	飯沢村
寛文5(1665)	質地	極印銀300目			
延宝2(1674)	質人	極印銀30目	16歳女	5年	山田村
同	質人	極印銀190目	27歳男	3年	大黒沢村
貞享2(1685)	質人	極印銀110目	21歳女	3年	下仙道村
貞享5(1688)	質人	銀100目と米6俵	本人と息子	4年	鹿内
元禄9(1696)	売人	小玉銀24匁4分5厘	15歳女	永代	
元禄15(1702)	質人	小玉銀60目	35歳男	3年	堀廻
宝永元(1704)	質人	小玉銀103匁9分6厘 と銭1貫550文	女房	3年	
宝永3(1706)	質人	小玉銀13匁	23歳男	1年	堀廻

出典：『能代市史稿』第4輯，1959年，182-4頁，および『秋田県史』資料，近世編上，1963年，908-21頁。

1737年に定銀（享保銀）1匁＝銭77文を基準に小役銀銭納相場と、享保銀と元文銀引替相場（100匁＝元文銀148匁）を命じている⁴⁷⁾ この期以降の領内貨幣動向の説明はないが、「(17世紀に)100年近く続いた銀遣いの伝統は残った」と、近世全般にかけて銀遣い一色の理解に誤りないようである。

47) 以上、『秋田市史』第3巻近世通史編（2003），6-7頁。

たしかに17世紀にかんする限り、表4に示したように、『秋田県史』資料編近世上巻(1963)から断片的に観察される質人・売人証文や質地証文等は元禄期ころまではほとんど極印銀建てとなっている。ところが享保・元文期以降、事情は大きく異なったようである。元文2(1737)年、秋田に鑄銭座が設置され、これまで認識されていた以上の大量な銅銭が領内に供給されたこともあり、民間での取引の多くは銭建てに移行していった。

秋田鑄銭座は設置の翌年から7年間にわたり鑄造がおこなわれ、合計70万貫文に上ったとされる⁴⁸⁾『秋田県史』によれば、これらは領内諸銅山への仕入れ、鑄銭道具・炭・薪購入や移入商品への支払いに充てられた⁴⁹⁾秋田での鑄銭の多くは領内に供給され、流通することになったことを示す。さらに『秋田県史』は、当初の5年間のみで累計「272万貫文」もの秋田藩による鑄銭量を掲示している⁵⁰⁾この数値は、もし真実であったとすれば、秋田に鑄銭座がおかれていた期間鑄銭量の4倍にも届く数値である。真偽のほどはともかくとして、鑄銭原料の産銅便宜のある秋田藩が、幕府に内密で相当量別口で鑄銭した可能性も少なからずうかがわれる⁵¹⁾そして、この期以降、とりわけ明和期以降、秋田領内の売券・質地証文の多くは銀遣いから銭遣いへ転じたという⁵²⁾

18世紀中期以降、秋田藩領で銭遣いが浸透してゆく若干例を以下紹介しよう。

48) 日本銀行編『図録 日本の貨幣3』249頁。ただし『秋田県史』第2巻近世編上(1964)は、同じ7年間の幕府への届け高を、80万貫文としている(517頁)。

49) 同上『秋田県史』第2巻近世編上、516頁。

50) 同上書、649頁。同期の鑄銭量について、佐藤清一郎『秋田貨幣史』(みしま書房、1972年)36-40頁と、小葉田淳『日本銅鋳業史の研究』(思文閣出版、1993年)748頁で照合すると、『秋田県史』は寛保元、2年の両年分について、あきらかに1ヶタ多い鑄銭額を掲示しているようである。

51) 『秋田県史』における鑄銭額記述はあきらかに誤謬ではあるが、たとえば、元文3年幕府報告額3万1千貫文に対して、藩府年寄への報告額4万7千貫文(小葉田著、748および780頁)、あるいは藩財用方勘定奉行・大塚資清による「日記」元文4年夏までの鑄銭額「70万貫文」との記録、および佐藤清一郎による状況証拠による推察(佐藤著、44-5頁)からは、これまで理解されている秋田藩による鑄銭額が公式額と実際額との間に少なからざる乖離があったことは相違ないようである。

52) 同上書、517頁。

まず、角館在住で知行高79石余の給人蓮沼氏の明和元(1764)年家計収支が判明するが、その収入は物成米と小役銀、支出は飯料と不時の入用米、および下男下女の給銭や衣類・酒・薪等買物銭であった⁵³⁾。小役銀は銀513匁余であるが、知行地内からは多く銭貨で上納されたのであろう。「この銭32貫360文」と注記されている。

つぎに、雄勝郡堀廻村で安永期前後に12年間肝煎を務めた石垣家の記録によれば、次のような村の借財に自身で対応できなくなったので、同家はやむなく退役したという。その借財額は米が1,837石、銀10貫857匁、銭830貫409文であった⁵⁴⁾。村の借財は次年度以降の年貢を担保として領主の債務を引き受けた場合も珍しくはなかったので、銀建ての借財額がむしろ基本であったろう。しかし、石垣家が記録した銭建て830貫文の債務は、当時の銀銭相場1匁＝銭80～90文で換算すると、銀10貫匁に近似するほどの額であった。同村の別の肝煎による天保9(1838)年借財は、米60石、銭3,250貫文、金51両⁵⁵⁾であって、銭建て借財が全体の8割以上を占めるに至っている。銀建ての借財はまったく消え、銭遣いが広く浸透している様子がうかがえる。

さらに、平鹿郡角間川村の川船問屋荒川家資産は寛政9(1797)年に1,616貫文、文化4(1807)年貸方合計は2,016貫文と、全額銭建てであった。また、享和元(1801)年から慶応3(1867)年の間の同家土地集積の際の安堵銭も累計額が判明し、慶応年間までに2万8千貫文分もの土地を集積した⁵⁶⁾。土地取引が銭貨で行われたことを意味している。

以上のように18世紀に入り、秋田地方では銀建て取引から銭建て取引に移行していったことが確認できた。しかし、このことは流通貨幣まですべて銭貨に移行したことを意味しない。雄勝郡稲庭川連町で質屋や万商いで19世紀に入ってから成長した高橋家の総資産は、文化元(1804)年に銭514貫文、文政

53) 『秋田県史』第3巻近世編下(1965)、65頁。

54) 同上書、82頁。

55) 同上書、82頁。

56) 同上書、149頁。

9 (1826) 年に3,530 貫文、文久2 (1862) 年には40,567 貫文と増加した。表5に集約した文久2年正月の貨幣資産内訳⁵⁷⁾をみると、店先では1,100 貫文余に過ぎなかったが、店先で管理する現物・債権・現金とは別に蔵有の貨幣資産があった。その額は店先の4倍近くあって、当面使用しない金銭を保蔵していたと考えられる。ここで注目されるのは、店先有金の換算相場で評価した蔵有の金貨を銭貨と比較すると、金貨は全体の9割以上もあって、銭貨は7%以下にすぎなかった。一定額以上の取引には銭建てであっても金貨が使用されたことを意味している。

その一方で、銅山内の人足賃や扶持、道具代等は、一部銀遣いも見られたが、大半が銭遣いであった。寛政3 (1791) 年、約5千人が従業していた秋田

表5 稲庭高橋家持金内訳 (秋田) 文久2年

972貫400文	金151両2歩3朱
119貫050文	正銭ニテ
15貫文	通札500貫文
(1,106貫450文 店先計)	
外ニ	
金200両	古金有 (1,281貫文)
金300両	予備金 (1,921貫文)
金 6両2歩	古金有 (42貫文)
正100貫文	當百千枚内蔵ニアリ
40貫文	四文銭拾貫同所ニアリ
80貫文	光銭
2貫400文	四文銭600文
9貫文	通札300貫
金120両	御扶持被下候分 (768貫文)
(4,242貫880文 蔵有計)	
(5,349貫330文 持金総計)	

出典：『秋田県史』資料，近世編下 (1963)，166 頁。

注：カッコ内は筆者の計算。

藩営の阿仁銅山では、62万斤の銅を産出するために銀1,039貫匁余が投資され、これをすべて92文相場で銭貨に替え、総額9万貫文近くが掘り方人足の給銭や諸道具費用に充てられた⁵⁸⁾。総額は巨額であっても、人足一人当たりの日雇い銭としては数10文ほどにしかならず、どうしても小額な貨幣が必要とされたのである。

城下町での事例として、文化年間に藩の絹方役所支配人に登用された那波三郎右衛門家の寛政2～7年の間における18件の預り・借用証文の額面を見ると、「文金3両」「金1両ト銭4,900文」「文銀200目ト調銭10貫文」（いずれも寛政6年）のように金銀を含む例もあるが、他の事例すべては銭建てで、その額は36貫文～3貫265文であった。その期を遡る安永期には灯油商いも行っていたが、記帳はすべて銭建てであった⁵⁹⁾。那波家以外の事例が在方ないし鉾山内だから特殊に銭遣いであったのではなく、18世紀中期以降の秋田藩領では、取引の際に授受する貨幣はともかくとして、価値基準となる貨幣は銭貨が使用されていたことはおおむね認められるであろう。

5 若干の考察—むすびに代えて

以上、東北日本海側の津軽と秋田という、大坂および江戸からきわめて遠隔な地域の貨幣流通状況を垣間見た。その際、これまで、おおむね18世紀中期

57) 『秋田県史』資料、近世編下、166頁。なお、この史料で注目されるのは、金貨、銭貨が種別に、しかも価額も示されていることである。ただし店先有金は銭貨換算額が示されているが、蔵有「古金」や予備金は換算額が示されていない。おそらく店先には価値の低い通用金（その大半は小判ではなく、当時大量に铸造され、流通した万延二分判と二朱金であったろう）が授受に使用され、より価値の高い旧貨は選択的に退蔵されたであろう。また、蔵有銭貨は當百、四文銭、「光銭」（銅1文銭であろう）に分別されているが、店先有銭は「正銭」表示のみである。1860年末から江戸で大量に铸造開始された鉄四文銭が津軽まで出回ってきた可能性もなしとしないが、多くは鉄1文銭、當百銭、真鍮四文銭であったろう。さらに、慶応元（1865）年以降明治初年まで秋田藩領内で流通した「通札」が店先にも内蔵にも計上されているが、その評価額は500貫文が15貫文というように、券面のわずか3%にまで下落している。これほど下落しても一定額が保蔵されるほどであったのは、1文銭のような小額通貨不足が厳しかったことを示すものであろう。

58) 同上書、349-54頁。

59) 秋田市立中央図書館明德館蔵、那波家文書、整理番号 No. 53 および No. 69。

以降の西日本でしか観察できなかった「銭匁勘定」、すなわち銭貨一定量を1匁として勘定する特殊な銭遣い慣行が津軽地方で17世紀後半から始まっていたことが判明した。その南に隣接する秋田藩領では17世紀こそ産銀に恵まれて、いわゆる領国銀が流通したが、幕府貨幣政策により世紀末までにその大半が幕府丁銀・豆板銀と交換された。ところが、秋田藩領内でその後主要な通貨となったのは幕府銀貨ではなく、銭貨であった。しかも津軽の弘前藩領のような銭匁遣いではなく、通常の銭文遣いであった。西南日本の多くで18世紀後半から一般化する銭匁勘定がなぜ津軽地方で早期に始まり、定着したのか。また17世紀を通じて銀遣いが定着していたかに見える秋田地方でなぜ18世紀以降、銭遣いに転じてしまったのか。両藩領の貨幣流通状況を比較することは近世日本の貨幣経済のダイナミズムを探る上で、多くの手掛かりを与えてくれそうである。ここでは、以上で垣間見た限りでの観察事実からの若干の展望を示しておこう。

まずはじめに、なぜ東北地域で、しかもなぜ津軽の弘前藩領でのみ銭匁勘定が行われていたかが問われねばならない。これまで観察されている限りの藩札・私札発行状況によれば、今後、東日本でその事例を検出する可能性はきわめて少ないであろう。その意味ではきわめて特殊例とされそうであるが、少なくともこれまで観察されている銭匁勘定例としてはもっとも早期に始まったことが確認された事例であり、しかも17世紀後半から幕末期にかけて2世紀にわたり根強くその慣行が持続した意義は無視できない。ここでは、その開始にあたり、とりわけ銭1匁の内実量決定において藩当局の関与が無視できないこと、しかし一度、1匁=60文の相場が定着すると藩当局も容易には変更できなくなっていたこと、さらにこの相場は必ずしも銀銭相場とは関連なく、地域内の取引相互関係者の便宜で当初からほぼ固定され、継続的に維持されたことが確認できた。

そこで、なぜ60文相場が導入され、定着したかについてつぎに検討しよう。弘前藩で銭匁勘定が制度化された17世紀80年代当時の銀銭相場は上方地

方で銀1匁=70文前後であり、60文相場が実現したのは寛永通宝出回り期の1640年代と、寛文期銭貨増鑄直前期の1660年代までであった⁶⁰⁾津軽地方の17世紀銭相場はまったく不明であるが、もし領内銀銭相場が基準となって60文銭勘定が導入されたとすると、当地では上方よりはるかに銀安、銭高の水準であったことを意味する。しかも、この「銭高相場」で長期推移したという事実は、当地の銭匁勘定が当初から「銭匁」が計算貨幣単位であって、「銀1匁」の価値とは連動していなかったことを類推させることになる。

それにしても、秋田や盛岡地方のように通常の「銭〇貫〇文」という勘定でなく、あえて「銭〇匁」という銭匁勘定が津軽地方で定着したのは、銀貨と銭貨を混合流通せざるをえないこの地の事情を類推するほかはないであろう。すなわち、中央市場との関係でいえば、これまで指摘⁶¹⁾されているように津軽は銀建ての大坂とのリンクがより強く、一方、領内で次第に拡充しつつあった庶民経済は銭遣いであった。その際、本稿で若干観察したように、当地ではおむね銭貨不足が生じており、場合により私鑄も可能であった秋田や盛岡藩領⁶²⁾と異なり、銀貨との併用も余儀なくされていたと推定される。もとより、小額貨幣としては銭貨換算で当時、数文以下に相当する0.1匁以下の極小な豆板銀も使用⁶³⁾されていたが、授受の都度、秤量しなければならない不便はその流通性を大きく制約したであろう。そのためもあって、銀銭併用でありながら、「銭匁」が早期から計算貨幣化したと考えられる。

なお、17世紀に銀遣いが主流であった秋田地方で、18世紀以降、銭遣いに転じた理由は、直接的には18世紀初頭における幕府銀貨の悪鑄が契機となっ

60) 掲掲「近世相場一覽」781-5頁。

61) 大石慎三郎前掲論文、および竹中靖一・作道洋太郎編『図説日本経済史』（学文社、1972年）、77-8頁。

62) 南部盛岡藩領における密鑄銭については、森嘉兵衛『日本僻地の史的的研究——九戸地方史下』（法政大学出版局、1983年）640-8頁、および鈴木宏「盛岡領における銭遣いと密鑄銭」（『岩手県立博物館研究報告』10、1992年）44-5を参照。

63) 岩橋勝「近世の貨幣・信用」（桜井英治・中西聡編『流通経済史』山川出版社、2002年）、435頁。

たであろう⁶⁴) たしかに表4で確認できるように、領内のいわゆる領国銀と幕府銀貨との引き替えは秋田地方質人証文等の推移からも確認できるように、元禄改鑄を契機にはじまり、とくに悪鑄度の高まった宝永銀が領内に出回る1710年代後半に銭遣いが浸透した。その際、純分率の最も低い四ッ宝銀(1711-22年間に通用)は慶長丁銀を基準にすると4分の1にまで純分率が落ち、しかも新旧銀貨は等価通用が建前とされたから、旧貨は退蔵され、新貨は忌避されがちであった。このためより価値の安定していた銭貨が取引の基準として広く使用されるようになったと考えられやすい。

しかし、実は銭貨もこの時期、金銀貨元禄改鑄期に合わせて、重量少なく、鉛・錫の割合を増やした低質な萩原銭を大量発行した。また幕府にとって初めての大銭、宝永通宝(1枚10文遣い)を萩原銭鑄造開始11年後に発行したが、その重量は通用銭の3倍に過ぎなかった。宝永通宝は不評なため、わずか1年間で通用停止となったが、萩原銭は10年余にわたり鑄造が継続された。その発行量は、宝永通宝と合わせると、寛永通宝初鑄発行以来の銭貨累積額を4割も増加させるものであった⁶⁵)つまり、悪銭が増加したものの、地方への銭貨浸透の条件はより整ったことになる。秋田藩領では領内産出の銀移出と引き替えに、これらの銭貨を移入することは弘前藩領よりもはるかに容易であったはずである。秋田藩領で極めてスムーズに銀遣いから銭遣いに移行できた諸要因を、以上のような当時の国内における銭貨増鑄とそれを吸引できる秋田銀の産出、そして秋田藩領内での私鑄銭継続の可能性という貨幣供給的側面が重要であったろうことを指摘しておきたい。

【後記】 本稿は2010年1月、第34回貨幣史研究会において報告した内容を改稿

64) 前掲国安論文、27および41-2頁。また、勝亦貴之「秋田藩大坂廻銭願いからみた幕府銭貨統制」(2010年1月30日「近現代史意見交換会月例報告」配布資料)も参照。

65) 以上、日本銀行編『図録日本の貨幣3』(東洋経済新報社、1974年)、191-7頁、および岩橋勝「近世貨幣流通の日朝比較史試論——銭貨を中心として」(『松山大学論集』17-2、2005年)、82-3頁。

したものである。その際、有益なコメントをいただいた出席メンバー、とりわけ勝亦貴之氏に謝意を表したい。なお、本成果は平成20-3年度科学研究費補助金、基盤研究（B）「日本における近代通貨システムへの移行の世界史的意義」（研究代表者・加藤慶一郎）による研究の一部である。